

### 【基本的な考え方・対応方針】

○学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方は、全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ、楽しんで過ごせるようにするため、安全性を最優先とします。

学校給食での対応は、原因食物の完全除去対応（するかしないか）とします。

○各学校に食物アレルギー対応委員会等を設置し、組織的対応を行います。

### ○対応申請から対応開始までの流れ

①食物アレルギーの対応を申請は、医療機関を受診し医師による学校生活管理指導表(様式1)と保護者による食物アレルギー個別取組プラン・緊急時個別対応カード(様式1-1)を学校に提出してください。

②提出された書類をもとに保護者と学校関係者で面談を行います。

③校内の食物アレルギー対応委員会等で対応の実施を決定します。

④調理場及び学校において安全に学校給食を提供できる体制(保護者、主治医との連絡体制や対応)がとれるか、保護者ととも確認をします。

★★★除去食対応は、毎月事前に献立表を配布しますので、家庭で必ずチェックをして、期限までに学校へ返してください。★★★

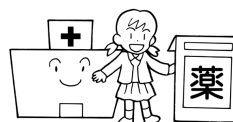


### ○給食の除去対応について

・原因食物の異なる児童生徒が複数いる場合は、ひとつの料理について、該当する原因食物をすべて除去したものとします。

・給食で除去食提供ができない場合、給食で使う調味料が食べられない場合などは、家庭から弁当や代替食を持参してください。

・原因食品の除去が、献立によっては困難な場合があることをご理解ください。



※食物アレルギーではなく、病気や投薬にかかる除去については各学校へご相談ください。

### ○教室での対応について

・誤食が起こらないよう献立表や内容の確認、配膳や片付けの注意点、給食当番の役割など確認のルールを決めるなど配慮します。

※共同調理場から配送する場合は、日頃より受配校との連携をとり、受け取りのルール確認を行います。



### ○対応の解除について

・医師の診断により、学校給食での除去が解除になった場合は解除申請書を提出してください。

※家庭で摂取量調整をしている場合は、引き続き除去対応となります。

